



森のふれあい館イベントのお知らせ

森のふれあい館では、自然を身近に“体験”できるワークショップ「草木染め教室」、やすらぎの森園内の「ガイドウォーク」など自然体験学習イベントを開催しています！

【 イベント内容・日時 】

・「初夏のガイドウォーク」：6月3日（土）

①10：30～ / ②13：00～ 体験料：無料

自然解説員の案内により、四季折々に変化するやすらぎの森と一緒に散策しながら、森にいる動植物たちを観察します。

・「草木染め教室」：6月11日（日）

①9：30～ / ②11：30～ / ③14：00～ 体験料：500円

身近な野草や木の実を染料として、ハンカチを染める初心者向けの草木染め体験です。今回は「クズ」という植物を使って、緑色に染める予定です。

“植物”で染めるから緑色って簡単にできるかと思いきや…意外にも少ないのです。そんな「緑色」に今回はチャレンジです！

・「森づくり×自然観察～学芸員とつくるやすらぎの森～」：第3回6月24日（土）

①10：30～ / ②13：30～ 体験料：無料 以降、毎月第4土曜に開催。

当館学芸員と行う森づくり作業&自然観察会です。やすらぎの森を豊かにするための森づくり作業や生き物の観察スポットづくりなど体験学習を行います。

・・・6月以降も多くの自然体験学習イベントを予定しています。
日程や詳しい内容などは当館ホームページ等を確認してください。



草木染めに使う
「クズ」
(花期は8-9月)



やすらぎの森
ガイドウォーク
の様子

【 場 所 】 森のふれあい館、やすらぎの森 （箱根町箱根 381-4）

【 対 象 】 どなたでも参加できます。

【 定 員 】 各回 10人程度

【 料 金 】 上記の体験料の他、入館料必要。事前予約者には入館料割引あり。

【 申込方法 】 各開催日の前日までに電話で予約してください。なお、定員になり次第締め切りとなります。予約がない場合は、当日受付が可能です。

申込・照会先 観光課 森のふれあい館 電話（83）6006



HPは
こちら

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～ 裏面もご覧ください～



第43回やまなみ文化作品展開催

老人福祉センターやまなみ荘では、町内の高齢者の作品を募集・展示します。
皆さん、お誘いあわせの上、ぜひ来てください。

【日 時】 6月30日（金）～7月2日（日）
9時～16時（2日は14時まで）

【場 所】 老人福祉センターやまなみ荘 3階講座室
住所 〒250-0408 箱根町強羅 1320番地の185

【申込資格】 箱根町在住の60歳以上の方

【申込方法】 各出張所窓口の申込用紙に記入、または電話で申し込んでください。

【申込期限】 6月9日（金）

【内 容】 書道の部／条幅・色紙・額など
絵画の部／水墨画・油絵・ちぎり絵など
手芸の部／編物・皮革工芸・竹細工など
短歌・俳句の部／色紙・短冊など
園芸の部／山草・盆栽・園芸植物の鉢植え
写真の部／天然色・白黒
工芸の部／七宝焼・漆工・ガラス細工など



申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話（85）7790



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年5月25日発行】

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

6月7日（水）11時

【内容】

防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、tvkデータ放送、twitterを用いた情報伝達試験

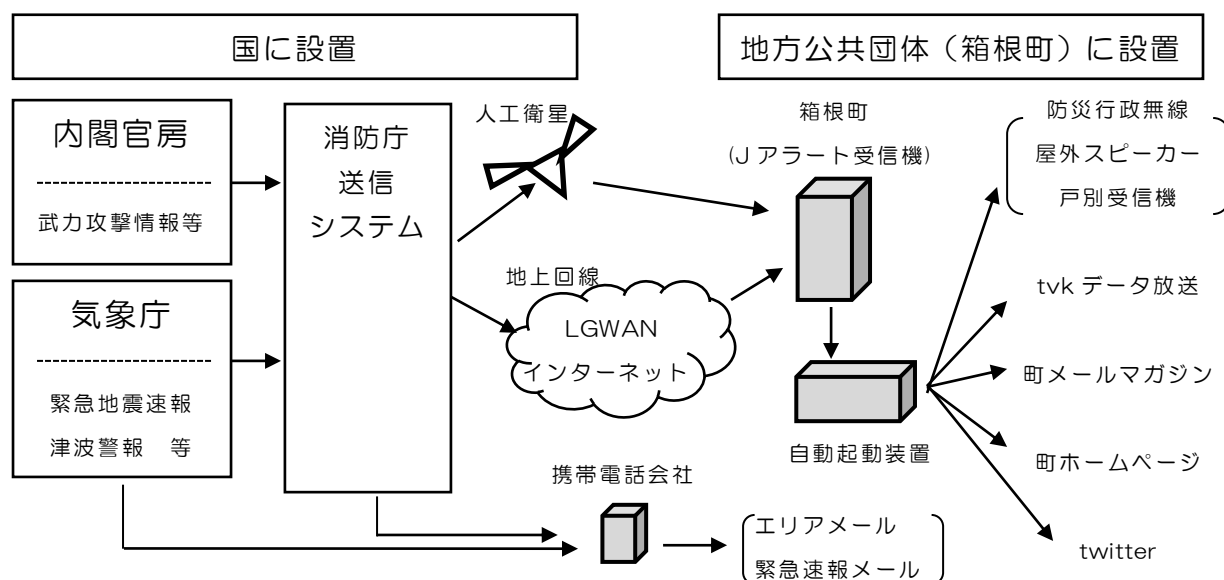
【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。

Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



※試験では緊急速報メールの配信はありません。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

危険物安全週間 6月4日～6月10日

推進標語「意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ」

危険物とは、消防法に定められた物質で次のような性質を持ちます。

- 火災が発生しやすい
- 火災が発生すると拡大する
- 消火が困難



身近にある危険物を含む商品には、ガソリン、灯油、塗料、マニキュア、アルコール、リチウムイオン電池などがあります。生活に欠かせない便利な物質ですが、使い方を誤ると大きな事故が発生する恐れがあります。



リチウムイオン電池は、スマートフォンやモバイルバッテリー（持ち歩きのできる充電器）、パソコンなどの電化製品に内蔵されています。

◎家庭における危険物事故防止のポイント

…保管のポイント…

- 「子どもの手の届かないところに置く」「収納容器のふたを確実に閉める」
- 「車の中など高温になるところに置かない」
- 「屋外で保管するときは、雨や風を防ぐようにする」

…取扱いのポイント…

- 「火のそばで使用しない」「風通しの良い場所で使う」
- 「ストーブへの給油は火を消してから行う」
- 「電化製品に強い衝撃を与えない」「電化製品を分解や改造しない」

危険性を十分理解して、注意しながら正しく使いましょう。

照会先 消防総務課予防係 電話（82）4505



木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：6月26日（月）13時30分～15時30分

場所：さくら館 2 階会議室

*相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者はマスクの着用をお願いします。

*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

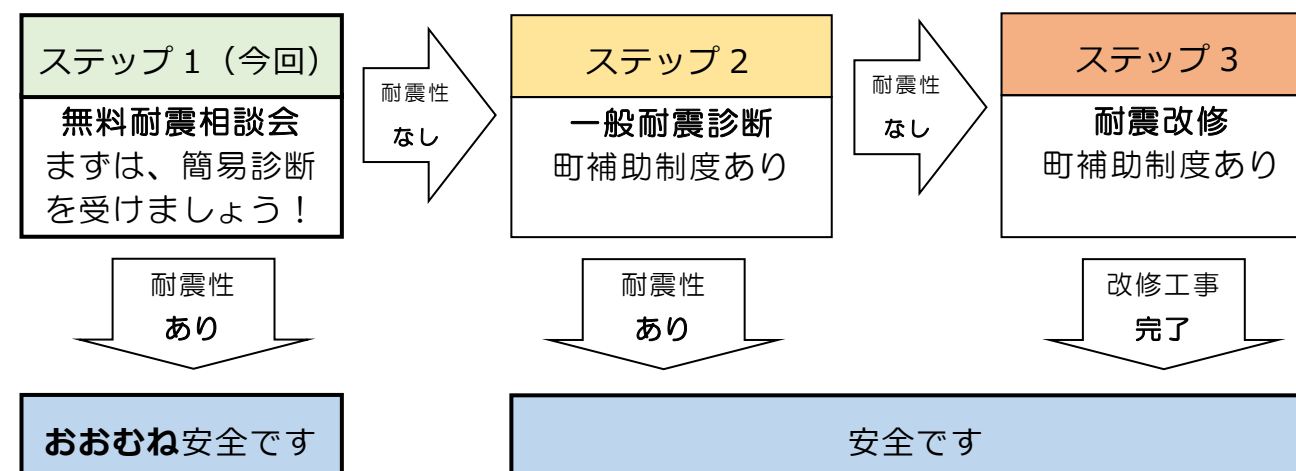
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：6月21日（水）12：00 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。阪神・淡路大震災では、約 25 万棟の家屋が全壊・半壊し、6,000 人を超える方が犠牲となりました。犠牲者の約 9 割が建物、家具などの倒壊による圧迫死や窒息死であるとされています。倒壊などの大きな被害となった建物の大半が昭和 56 年以前に建築された木造住宅に集中しました。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震についても、阪神・淡路大震災と同規模のものでした。このことから、昭和 56 年以前の住宅にお住まいの方は、耐震診断を行い、自宅の耐震性を確認する必要があります。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へお問い合わせください。



箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

ヒーリング・ヨーガ教室

いつもの体調、今日の体調、と自分の内なる声を聞きながらゆるやかに、しなやかに、大切なのは形より内容です。

ヨーガで心と体のヒーリングをお楽しみください。参加費は無料です。

【日時】

6月 9日 (金)	6月16日 (金)
6月23日 (金)	6月30日 (金)
7月 7日 (金)	

※時間はいずれも18時30分～20時
毎回でなくても参加可能です。

【会場】

社会教育センター軽スポーツ室
〒250-0406 箱根町小涌谷 520

【講師】

ヒーリング・ヨーガ小田原 講師 三森文枝 さん

【対象】

町内在住・在勤者および当財団賛助会員で小学生以上

【定員】

20人(申込順)

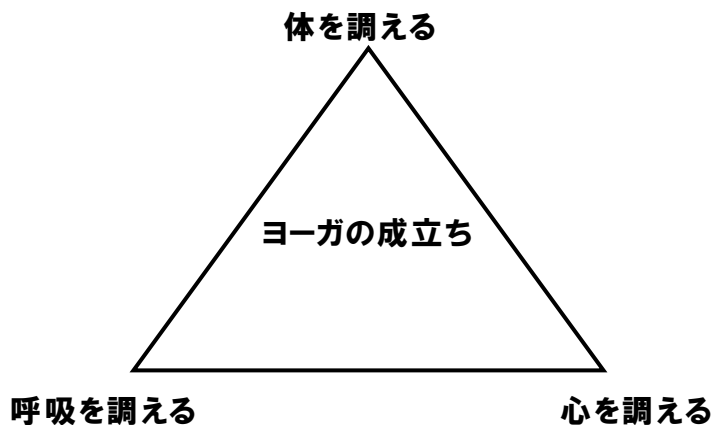
【申込方法】

電話で申し込んでください。

【その他】

動きやすい服装、タオル、ヨーガマットまたはバスタオル(敷物)を持参で参加してください。

身体に負担のない新しい「ヨーガと呼吸法」で、無理なく、静かな、深い呼吸法を体感してください。



申込・照会先 (公財) 箱根町文化・スポーツ財団 電話 (87) 5222

文スポの健康ウォーキング (芦之湯歴史さんぽ)

～歩くことによって、健康への関心を高めるとともに、地域の文化や自然への理解を深め、ふるさとを再発見してみませんか～

【実施日】 6月15日(木) 小雨決行

【集合時間】 9時30分

【集合場所】 「芦の湯」バス停

【コース】 芦の湯バス停～曾我兄弟の墓～二十五菩薩～石仏と歴史館～六道地藏～東光庵跡～芦の湯バス停(14時頃到着予定 解散)
・昼食は、コースの途中でとります。
・時間は前後する場合があります。

【対象】 町内在住、在勤者および当財団賛助会員ならびに会員家族

【定員】 20人(先着順)

【案内人】 箱根観光ガイド協会 安井彪さん

【その他】
・ ハイキングのできる服装および靴で参加して下さい。
・ 昼食は各自持参してください。

【申込方法】 電話で申し込んでください。参加費は無料です。

申込・照会先 (公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

猫の飼育方法について

町には、猫に関するトラブルのご相談などが多く寄せられています。猫に関するトラブルを未然に防ぐため、「室内飼い」をおすすめします。

【室内飼いのメリット】

- ・交通事故にあう危険がない
- ・感染症にかかる危険が少ない
- ・ご近所トラブルが少なくなる
- ・虐待などの被害にあうことがない

【室内飼いのデメリット】

猫が退屈しやすく、運動不足になりやすい

室内という限られた空間では、刺激の少なく単調な生活に猫が退屈を感じ、ストレスの原因となることや、運動不足にもなってしまいます。猫が退屈しないような空間づくりや、飼い主が毎日コミュニケーションをとることで「退屈」を感じさせないようにしましょう。

※毎日コミュニケーションをとることが難しい方は、「一人（猫）遊び」ができる空間づくりなどをしてあげることで、猫も退屈を感じることなく生活ができるようになります。

上下運動

猫は高いところや立体的な移動を好みます。家具や段ボール箱、市販のキャットタワーなどで上下運動できる場所を作りましょう。

外が見える場所

猫は安全なところから外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。

かくれ場所①

高いところや狭いところに快適で安心できるかくれ場所を作りましょう。

猫のおもちゃ

安全な猫用のおもちゃを置いておきましょう。一人遊びをしたり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。

かくれ場所②

キャリーバッグをかくれ場所にしておくと、通院時や災害時の避難にも役立ちます。安全な場所に置きましょう。

爪とぎ

猫は古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、猫の好みの爪とぎを用意しましょう。

トイレ

トイレの数は、猫の数+1個が理想です。猫はきれいなトイレを好みます。毎日きれいに掃除しましょう。

※脱走しないように、窓や扉の戸締りを徹底しましょう。

※脱走してしまった時の対応策として、首輪やマイクロチップをつけましょう。

(参照)

宣誓！無責任飼い主の宣言！（環境省）



住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）



照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

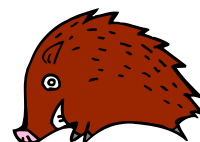
捕獲地域は次のとおりです。

5年度4月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	0	0	1	0	1	2	わな 2、銃器 0
二ホンジカ	0	1	0	9	4	14	わな 14、銃器 0

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

イノシシの出没を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(5月15日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1387	ランドセル	水色(女の子用)	普通	無料
1388	自転車	26インチ、スポーツタイプ(前後ギア有)	普通	無料
1389	テーブル(木製)	4~6人掛け 高さ74cm×長さ180cm×幅90cm	多少傷有	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565



旧箱根観光物産館を暫定利用する 事業者が決定しました

令和2年3月に廃止した旧箱根観光物産館については、令和7年3月までに既存建物の解体を予定しています。そこで、解体までの間に、跡地利用の官民連携による事業化に向けた検討を進める参考としつつ、町有財産の有効活用や財源確保を図るため、3月1日から4月7日までの間、暫定利用する方の公募を行った結果、次のとおり借受人が決定しました。

なお、既存建物解体後の官民連携による事業化の検討については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断していましたが、今年度から再開を予定しています。

引き続き、地域の皆さんの意見も伺いながら、民間のアイデアや資金を活用し、町の玄関口である箱根湯本駅前に相応しい賑わいや交流拠点となる施設整備の検討を進めていきます。

【借受人】

小田原市南町1丁目5番22号
株式会社 菜の花

【使用用途】

雑貨などを含めた土産店・飲食業

- ・菓子を含めた食品の販売
- ・雑貨の販売
- ・作家による作品の展示即売会
- ・キッチンカーの出店

【貸付期間】

6月1日から令和6年11月30日まで

※公募の詳細については、町ホームページに掲載しています。



照会先 企画課特定政策係 電話(85)9560

“箱根西区・箱根東区自治会”の皆さんへ 土砂災害・全国防災訓練に参加しましょう

箱根西区・箱根東区の方を対象として、土砂災害に備えた防災訓練を6月16日（金）に箱根集会所で実施します。家族や隣近所でお誘いあわせの上、ぜひ参加してください。

土砂災害の危険が高くなると、県と横浜地方気象台から『土砂災害警戒情報』が発表されます。この情報が発表されると、特に土砂災害警戒区域および特別警戒区域に住んでいる方は、非常に危険な状態になりますので、早めの避難が必要になります。また、それらの区域外でも土砂災害が発生する可能性がありますので、安心は禁物です。

日頃から、非常持ち出し品や備蓄品の準備を整え、速やかに避難できるように心掛けておくことが大変重要になります。

【日時】6月16日（金） 9時30分～10時30分

※荒天時は中止とし、当日9時の防災行政無線で放送します。

【避難および防災講話の実施場所】 箱根集会所（箱根221）

【避難開始時間】住民避難訓練 9時30分



【当日の流れ】

9:00	防災行政無線、公用車などの広報で訓練周知
9:30	サイレン吹鳴（訓練開始）⇒ 避難指示発令
9:40	自治会役員による防災行政無線放送塔を使用した情報伝達訓練（避難の呼びかけ）⇒避難所開設開始
10:00	避難者名簿の作成 箱根集会所に避難完了
10:00	土砂災害に関する講話および備蓄品展示
10:30	解散（訓練終了を防災行政無線で放送）

※自治会役員および町職員は9時から訓練などを開始しますが、住民の方の避難訓練は、9時30分のサイレンを合図に開始してください。
その後、10時頃から箱根集会所にて防災講話を行います。



照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561